

## 南多摩健康危機管理対策協議会設置要綱

16 南保企第413号  
平成16年9月27日  
最終改正 7 南保連第189号  
令和7年7月11日

### (目的)

第1 南多摩保健医療圏における医薬品、食中毒、感染症、飲用水、毒物・劇物、及びN B Cテロ災害等の原因により生命と健康の安全を脅かす健康危機に対し、未然防止策、発生時対策及び拡大防止策等を協議するとともに、関係機関の連携を図るため、南多摩健康危機管理対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議及び調整を行う。

- (1) 健康危機管理計画に関する事項
- (2) 健康危機の未然防止及び訓練に関する事項
- (3) 健康危機発生時における役割分担、協力体制の確保及び拡大防止策等に関する事項
- (4) その他、健康危機発生時における医療対策等必要な事項

### (構成)

第3 協議会は、市の代表、警察・消防機関の代表、保健医療機関・団体の代表及び公共資本設備団体等の代表で構成する。

2 協議会に出席した委員（代理出席したものも含む）に対しては、都の定める基準により謝礼金を支払うことができる。

### (委員の任期)

第4 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (幹事会)

第6 協議会に、協議会を補佐するための幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、委員のうちから会長が指名する者及び市、警察・消防機関、保健医療機関・団体、関連する東京都職員のうちから南多摩保健所長が委嘱又は任命する者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事長は幹事会を総理する。

(部会)

第7 協議会に南多摩保健所健康危機対処計画について協議する南多摩保健所健康危機対処計画協議部会を設置する。

部会の委員は南多摩保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会の委員のうち、南多摩保健所管内（日野市、多摩市、稲城市）の委員が兼ねるものとし、会長や会議公開及び招集の取扱については南多摩保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会運営要領に準じる。

(招集等)

- 第8 協議会及び幹事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて協議会、幹事会及び部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第9 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は公開する。ただし、会長、幹事長は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開する場合においては、会長又は幹事長は、必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第10 協議会及び幹事会及び部会の事務局は、南多摩保健所に置く。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則(令和6年4月24日付6南保連第51号)

この要領は、令和6年4月24日から施行する。

附則(令和7年7月11日付7南保連第189号)

この要領は、令和7年7月11日から施行する。